

# 第3期岩倉市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

平成30年3月

岩倉市

# 目次

第1章 計画の趣旨 .....	1
第2章 目標 .....	1
第3章 対象者数 .....	2
第4章 実施方法 .....	4
第5章 個人情報の保護対策 .....	6
第6章 公表及び周知 .....	6
第7章 評価及び見直し .....	6

## 第1章 計画の趣旨

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

糖尿病等の生活習慣病は自覚症状が無く進行し、現在の我が国における死亡や要介護状態になること等の主な原因の一つともなっています。本市においても、生活習慣病に関連する疾病による死亡が半数以上を占めており、確実に健診を受診することで自らの健康状態を把握し、こうしたリスクに適切に対応していくことが重要となっています。

第2期計画期間が平成29年度で終了することに伴い、第2期計画の実施結果から見えた課題等を整理し、特定健康診査・特定保健指導の実施内容や新たな目標の設定について、第3期の計画として策定するものです。

なお、本計画は、第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び愛知県の医療費適正化計画と整合させ、平成30年度から6か年を計画期間とします。

## 第2章 目標

国の特定健康診査等基本指針で示す目標である特定健康診査実施率60%、特定保健指導実施率60%を2023（平成35）年度までに本計画の実行により、達成することを目標とします。

### 【目標実施率】

年 度	実績	目標					
	2016 (平成 28)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020 (平成 32)	2021 (平成 33)	2022 (平成 34)	2023 (平成 35)
特定健康診 査	43%	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指 導	5%	20%	28%	36%	44%	52%	60%

### 第3章 対象者数

特定健康診査・特定保健指導の対象者の見込みは、次のとおりです。

#### 1 特定健康診査対象者

対象者は、2016（平成28）年度の年齢階層別の国民健康保険加入率を基に算出しました。

【特定健康診査の対象者・受診者数の推計】

区分	性別	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
			(平成 30)	(平成 31)	(平成 32)	(平成 33)	(平成 34)	(平成 35)
40～ 64歳	男	対象者(人)	1,461	1,425	1,390	1,355	1,322	1,289
		受診者(人)	657	684	709	732	754	774
	女	対象者(人)	1,448	1,412	1,377	1,343	1,310	1,278
		受診者(人)	651	678	702	725	747	767
65～ 74歳	男	対象者(人)	1,888	1,842	1,796	1,752	1,708	1,666
		受診者(人)	850	884	916	946	974	1,000
	女	対象者(人)	2,313	2,256	2,200	2,146	2,093	2,041
		受診者(人)	1,041	1,083	1,122	1,159	1,193	1,225
合計	男	対象者(人)	3,349	3,267	3,186	3,107	3,030	2,955
		受診者(人)	1,507	1,568	1,625	1,678	1,728	1,774
	女	対象者(人)	3,761	3,668	3,577	3,489	3,403	3,319
		受診者(人)	1,692	1,761	1,824	1,884	1,940	1,992
	対象者(人)		7,110	6,935	6,763	6,596	6,433	6,274
	受診者(人)		3,199	3,329	3,449	3,562	3,668	3,766
	実施率(%)		45	48	51	54	57	60

## 2 保健指導対象者

### (1) 保健指導対象者の選定と階層化

内臓脂肪の蓄積が生活習慣病等の発症に大きく影響することから、効果的・効率的な保健指導を実施するために、内臓脂肪の程度と生活習慣病等発症のリスク要因の数に着目し、保健指導レベルを階層化します。また、保健指導レベルごとに保健指導対象者を選定し、実施します。

#### 【特定保健指導対象者の階層化】

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
男性85 cm以上 女性90 cm以上	2つ以上該当		あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当				
上記以外で BMI 25 kg/m <sup>2</sup> 以上	3つ該当		あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当				
	1つ該当				

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

### (2) 特定保健指導対象者

対象者は、2016年（平成28年）度の年齢別の保健指導対象者の発生率を基に算出しました。

#### 【特定保健指導の対象者・終了者数の推計】

年齢	区分	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
			(平成30)	(平成31)	(平成32)	(平成33)	(平成34)	(平成35)
40～ 64歳	動機付け 支援	対象者(人)	92	95	99	102	105	108
		終了者(人)	18	27	36	45	55	65
65～ 74歳		対象者(人)	208	216	224	232	238	245
		終了者(人)	42	60	81	102	124	147
40～ 64歳	積極的 支援	対象者(人)	131	136	141	146	150	154
		終了者(人)	26	38	51	64	78	92
合計		対象者(人)	431	447	464	480	493	507
		終了者(人)	86	125	168	211	257	304
		実施率(%)	20	28	36	44	52	60

## 第4章 実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施場所

岩倉市保健センター（集団健診）で実施します。将来的には集団健診に加えて個別健診を併用して実施していくこと等を検討していきます。

#### (2) 実施項目

特定健康診査の主な健診項目は、次の表に示すとおりです。実施項目には、基本的な健診の項目のほか、医師の判断によって追加的に実施される詳細な健診項目があります。岩倉市においては、詳細な健診項目まですべてを実施し、さらに血清アルブミン等を独自で実施しています。

#### 【特定健康診査項目】

種別	検査項目
基本的な健診項目	質問票（服薬歴、喫煙歴等）、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP） 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c） 尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマクリット値） 心電図検査（12誘導心電図）、眼底検査 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）
独自の健診項目	血清アルブミン、尿酸、尿素窒素 総コレステロール、Non-HDLコレステロール

#### (3) 実施期間

特定健康診査の実施期間は、一定の受診期間(6月から9月まで)を指定して実施します。

#### (4) 外部委託の方法 一般社団法人岩倉市医師会へ委託し実施します。

#### (5) 周知・案内の方法

##### ア 健診の実施

受診券を個別に送付するとともに、広報紙及びホームページ等で周知を図ります。

##### イ 受診勧奨

受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行います。勧奨にあたっては、より効果的に受診を促せるよう、方法・内容に工夫を凝らしていきます。

## 2 特定保健指導

(1) 実施場所 岩倉市保健センター又は市民窓口課で実施します。

(2) 実施内容

### 【動機付け支援】

支援形態	面接による支援のみの原則1回 個別支援：1人当たりに20分以上 グループ支援：おおむね8名以下の1グループ当たりおおむね80分以上
評価	行動計画作成の日から3か月経過後に実施 面接又は通信（電話、FAX、手紙等）を利用する

### 【積極的支援】

支援形態	初回時に面接による支援を行い、その後、3か月以上の継続的な支援を行う
評価	3か月以上の継続的な支援終了後に実施 面接又は通信（電話又はFAX、手紙等）
3か月以上の継続定期的な支援	<支援A> ・行動計画の実施状況を確認し必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画を再設定する ・食事、運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする <支援B> ・行動計画の実施状況を確認し、取組を維持するための励ましや賞賛を行う

(3) 実施期間 特定保健指導の実施期間は、年間を通して実施します。

(4) 外部委託の方法

特定保健指導は、健康課へ委託し実施します。平成28年度からは、市民窓口課にも管理栄養士を配置し実施しています。将来的には保健指導の利用を図るため、外部委託の活用についても検討しながら、実施体制を整えていきます。

(5) 案内の方法

特定保健指導の対象者に対し利用券を送付します。対象者は、電話等にて申し込み、指定された日時・場所で利用します。

## 第5章 個人情報保護の保護対策

### 1 個人情報の保護

個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれらに基づくガイダンス「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日厚生労働省）並びに岩倉市個人情報保護条例を遵守し、適切に対応します。

また、実施する事業を外部委託する場合においても、同様の取扱いをするとともに、業務によって知り得た情報については守秘義務を遵守し、業務終了後も同様とします。

### 2 特定健康診査・特定保健指導に関するデータの保管及び管理

特定健康診査・特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、愛知県国民健康保険団体連合会に管理及び保管を委託します。

## 第6章 公表及び周知

### 1 公表及び周知の方法

この計画の概要については、広報紙及びホームページ等に掲載することにより、周知を図ります。

### 2 趣旨の普及啓発の方法

特定健康診査等の趣旨の普及については、広報紙及びホームページ等にも掲載し、啓発します。

## 第7章 評価及び見直し

本計画は、毎年、事業の実施状況や目標達成状況について検証し、評価をします。評価結果については、岩倉市国民健康保険運営協議会に報告し、意見を求めます。

また、必要に応じて実施方法等を見直し、効果的・効率的な事業が実施できるようにします。

実施スケジュール

年度	当年度												次年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施時期															
集団健診実施の準備															
健診機関との契約	■												■		
対象者の抽出			■												■
受診券の印刷・送付			■												■
集団健診の実施															
特定健康診査の案内・実施			■	■	■	■									■
結果の通知				■	■	■									
費用の決済				■	■	■	■								
特定保健指導の実施															
特定保健指導対象者の抽出					■	■	■	■							
特定保健指導の案内・実施						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
保健指導データ入力								■	■	■	■				
費用の決済									■	■	■	■			
事業評価															
実施実績の分析・検証												■			
事業実績の報告															■

## 第3期岩倉市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

発行：岩倉市

発行年月：2018年（平成30年）3月

編集：市民部市民窓口課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目6番地

TEL 0587-38-5833（直通） FAX 0587-66-6100

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>